

特許権	判決年月日	平成30年9月4日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	平成29年(行ケ)第10172号		
○ 発明の名称を「抗ウイルス剤」とする発明に係る特許について、本件各発明に係る化合物は、当業者がインテグラーゼ阻害作用を有する化合物を含有する医薬組成物を新たに提供するという本件各発明の課題を解決できると認識し得る範囲のものとはいえないから、本件各発明に係る特許請求の範囲の記載は、サポート要件に適合するということとはできないとした事例。				

(事件類型) 審決(無効)取消 (結論) 棄却

(関連条文) 特許法36条6項1号

(関連する権利番号等) 特許第5207392号, 無効2015-800226号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「抗ウイルス剤」とする発明に係る原告の特許を無効とする審決に対する取消訴訟である。本件各発明の特許請求の範囲の記載は「式(I)…で示される化合物…を有効成分として含有する、インテグラーゼ阻害剤である医薬組成物。」である。審決は、実施可能要件違反、サポート要件違反を理由に本件特許を無効とした。

2 本判決は、サポート要件について、以下のとおり判示して、審決の判断に誤りはないとした。

本件各発明の課題は、インテグラーゼ阻害作用を有する化合物を含有する医薬組成物を新たに提供するというものである。

しかし、本件明細書には、本件各発明に係る化合物がインテグラーゼ阻害作用を有することを示す薬理データは、一つも記載されておらず、本件各発明に係る化合物がインテグラーゼ阻害作用を示すに至る機序についても記載されていない。

また、原出願日時点におけるインテグラーゼ阻害剤の構造に対するわずかな修飾変化によって、そのインテグラーゼ阻害作用に大きな差異が生じ得るとの技術常識に照らせば、本件明細書の試験例に記載された27個の化合物がインテグラーゼ阻害作用を有することを示す薬理データをもって、当業者が、本件各発明に係る化合物についてもインテグラーゼ阻害作用を有すると認識することはできない。

さらに、原出願日時点におけるキレート配位子となり得る構造を有する分子がインテグラーゼ阻害作用を有するとは限らないとの技術常識に照らせば、本件各発明に係る化合物がキレート配位子となり得る構造を有することをもって、当業者が、本件各発明に係る化合物がインテグラーゼ阻害作用を有すると認識することはできない。

その他、本件各発明に係る化合物がインテグラーゼ阻害作用を有すると当業者に認識させ得るような原出願日時点における技術常識も見当たらない。

したがって、本件各発明に係る化合物は、当業者がインテグラーゼ阻害作用を有する化合物を含有する医薬組成物を新たに提供するという本件各発明の課題を解決できると認識し得る範囲のものとはいえないというべきである。